

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
(貸与の廃止) 第二百十条の九 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当するに至った日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。 一 心身の故障のため修学の見込みがないとき。 二 (略) 三 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 四 <u>退学し、その者について学資金貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は自衛隊奨学生であることを辞退したとき。</u> 五 (略)	(貸与の廃止) 第二百十条の九 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当するに至った日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。 一 心身の故障のため修学の見込みがないとき。 二 (略) 三 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 四 <u>退学したとき。</u> 五 <u>学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなつたとき。</u> 六 <u>自衛隊奨学生であることを辞退したとき。</u> 七 (略)